

厚 生 委 員 会

平成20年6月10日(火)

厚生委員会

日 時 平成20年6月10日(火)午前10時00分開会 - 午前11時46分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹内委員長、川端副委員長、中原、和田、出口、奥野、小川
谷本議長、反保副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 辻下(文)、辻下(正)、田代

出席理事者 石田町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、
谷下(芳)住民部住民生活課長、古橋住民部保険年金課長、
市川住民部住民生活課長代理、波戸元住民部保険年金課長代理、
芦田福祉部長、大山福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
古谷福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、
中野こぐま園長券子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹内委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会の出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席です。

理事者についても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより厚生委員会を開催します。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきよう、お願いいたします。

それでは、6月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

竹内委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当者から説明を求めます。

古谷福祉部子育て支援課長 それでは、平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)について、説明させていただきます。

まず、歳入であります。

資料の1ページをご参照ください。

歳入、府支出金のうち、児童福祉費補助金48万9,000円の増額補正であります。

これは大阪府放課後児童健全育成事業補助金のうち、支援の必要な児童の受け入れに係る補助金の基本額の改定がございましたので、その分の増額分を見込んでおります。

続きまして、寄附金、児童福祉費寄附金10万円であります。

これは関空シニアライオンズクラブさんから寄附金をいただいたものでございます。

谷下(芳)住民部住民生活課長 諸収入、雑入としまして、66万8,000円の補正をお願いします

るものでございます。

これは、岬町火葬場等に関する平成19年度契約書の第4条に基づきまして、総収入額が総支出額を上回った場合、その差額を利益とし、そのうちの40%を還元することから、今回火葬場管理運営に係る利益分として補正するものでございます。

以上、当委員会付託分計125万7,000円の補正をお願いするものです。

古谷福祉部子育て支援課長 続きまして、歳出の方をご説明いたします。

2ページをご参照ください。

まず、民生費の放課後児童健全育成事業運営費であります。

いわゆる学童保育でございますが、今年度から支援の必要な児童二人を受け入れるということにしましたので、必要となります指導員一人を増員するものであります。

補正の内容としましては、指導員の賃金が221万4,000円。また、これに係る研修に参加したいというふうに考えておりますので負担金の8,000円。合わせて222万2,000円の増額をするものであります。

続きまして、児童福祉施設費、子育て支援センター事業費の10万円の増額補正であります。

これは歳入の方でございました寄附金10万円を充てまして、子育て支援センターにおいて備品、今考えておりますのは、おもちゃと絵本を購入しようという計画であります。

大山福祉部地域福祉課長 続きまして、4.衛生費、保健衛生管理費としまして142万8,000円の増額補正でございます。

これは3月議会の当委員会及び全員懇談会で参画方針をご説明させていただきました泉州広域母子医療センターの運営負担金です。

閉鎖の危機にありました貝塚・泉佐野、両病院の産婦人科を集約し、貝塚が婦人科、泉佐野が産科を分担し、あわせて泉佐野に24時間オープンな地域周産期母子医療センターとしまして、泉州広域母子医療センターを本年4月から開設するために関係市町が応分の負担をするもので、人口割り10%、分娩件数による実績割り90%となっております。

なお、岬町の案分率は1.29%です。

なお、これはあくまで見込み額ですので、翌年度に実績額で清算することになっております。

谷下(芳)住民部住民生活課長 諸支出金、基金費、公共施設整備基金費としまして66万8,000円の補正でございます。

これは先ほどの歳入で説明させていただきました利益分を基金として積み立て、火葬業務に伴う施設利用者の安全を目的としたリスク分担表に基づきまして、町負担分の施設附帯の大規模補修に充てるものでございます。

以上、当委員会付託分計441万8,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

竹内委員長 ありがとうございます。

本件について質疑、意見はございませんか。

和田委員 とりあえず、1ページの火葬場の関連で、これいいことに66万8,000円も入るといふことなんですけど。

これについて、一応委託させたときに六百何万やったと思うんですが、一応、数字的にちょっと委託より何ぼあがった、その40%という数字的に一遍聞きたいのと。

もう一点は委託させてから1年なりますが、この委託をしていただいている件について、住民から苦情はないんかあるんか、その2点をちょっとお聞きしたいんですけど。

谷下住民部住民生活課長 まず、平成19年度から指定管理ということで火葬場を運営していただいております、阪原生花葬祭店ですが、本年度の利益として今回補正をあげさせていただいたわけでございますけども、これの内容につきましては、火葬場におけます件数、そういうものは18年、過去3年間なんですけども、件数的にはそんなに変わっていないのと。

ただ、大きな違いは待合い施設の利用、これは18年度におきましてはほとんどなかったということで、19年度におきまして、管理者制度を設けましたんで、そこでその待合室、これを葬祭場にして運営した結果、今回の利益として、件数でございますけれども、町内で32件、町外で4件。

金額的に言いますと、122万1,000円の利益があがったというのが大体大もとでございます。

それと苦情の件でございますけれども、私ども、もしくは火葬場においての苦情につきましては、ありません。

以上でございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

川端副委員長 関連してなんですけど、122万1,000円の40%やったら、ざっと30万だと。

谷下住民部住民生活課長 大きなウエイトを占めているのは、先ほど言いました待合い棟の利益分として122万1,000円でございますけれども、それ以外に、特に今回変わっておりますのは修繕料、これにつきまして、差額として、実際計画では160万だったんですが、これが実績として30万7,000円なにかしの金額が出ておりまして、それを人件費並びに消耗品、また燃料、光熱水費、勤務等々の結果、先ほど言った167万ほどの利益になって、それを40%として、66万8,000円ということになっております。

以上でございます。

竹内委員長 170万弱あがったということでしょう。167万、その40%やったら合うな、はい。

よろしいですか皆さん。

中原委員 1ページの大阪府放課後児童健全育成事業補助金について、先ほど基準の改定があったというようなご説明だったかと思えますけれども、この改定の内容について、詳細を把握したいと思えますので、これについては資料を後でいただければと思えます。

そうですか、じゃあ、後ほど、答弁よろしくお願いします。

それから、火葬場にかかわることですけれども、この納付金についての取り決め等をまとめた契約書の資料提出を求めたいと思えます。

それから、これについては歳出の方で公共施設整備基金に積み立てるということになっておりまして、先ほども説明いただいたところでありますけれども、公共施設整備の基金につきましては、設置の目的を条例で見ますと、公共施設の整備及び公共施設の適切な維持管理に必要な資金を積み立てることということになっておりますので、この条例に基づきますと、公共施設全般を指すということになるわけなんです、今後の基金の運用について方針をお伺いしたいと思います。

それから、2ページの子育て支援センターの事業費にかかわる備品の購入について説明がありました。

これは、寄附をいただいたということで、大変ありがたい話だなと思いながら聞いておったんですけれども、おもちゃと絵本を購入されるということで、どこの部署でもコスト削減ということで、大変な中で運営をされているところと思えますけれども、これにつきましては、要望として支援センターについての人員、また施設、整備面でのより一層の充実を求めておきたいと思えます。

それから、泉州広域母子医療センターの運営事業負担金についても何点か質問をさせて

いただきます。

まず、先ほど、説明の中で岬町についての負担割合のことについて、1.29となりますという説明であったかなと思うんですけども、泉佐野市の方から入手いたしました資料を見せていただくと、1.29という割合については5市3町での負担割合に当たりまして、岸和田市、阪南市が今のところ参画しないという意思を示されていますので、参画するところと言いますと、3市3町になるわけなんですね。

その負担割合になりますと、当然あがるわけで、泉佐野市の方からいただいている資料は1.86と聞き及んでいるんですけども、そのあたりについて、どちらが正確なのかご確認をお願いしたいと思います。

それから、こちらの議会でいただいたものについても、泉佐野市の方からいただいたものについても、資料を見ますと、昨年の分娩実績がちょっとわかりませんので、昨年の分娩実績数をお聞きしたいと思います。

それから、この件につきましては、関係する市町で協定書と覚書を結んでおられますけれども、その分担金のことについて、何点かお聞きしたいと思います。

今回は142万8,000円という補正予算があがっておりますけれども、この分担金は今後どうなっていくのか、見通しをお示しいただきたいと思います。

それから、分担金に関しまして、泉佐野の母子医療センターについては補助金をどこからいただいているようなんですけども、その補助金の内容、どこからどういう名目で幾らぐらいもらっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、この負担金については支払いについて取り決めがされておまして、9月末までに中間払いをします。その差額をさらに3月末までに払い込むということで、2回に分けて払うような概算払いという取り決めをしているようなんですけども、これでいきますと、岬町において予算として、議会に上程されるのは9月と3月というふうに理解しておけばいいのか、そのあたりについてもお示しいただきたいなと思います。

それから、最後に、この問題について参画するというので、それについては特に異議はございませんが、以前の説明でありますと、大阪府とのかかわりの点で、大阪府が全く協力しないという段においては、参画しないという方針をとっておられて、そこから分娩が実際にことしについても5件ほど予定されているということもあるようで、その方に負担を伴わせるわけにはいかないということで、参画を決断したということをお聞きしたところですが、それ以外に、もし判断されるに当たって理由があるのでしたら、町長の方

からお示しいただければと思います。

以上です。

古谷福祉部子育て支援課長 1点目の学童保育の補助金の内容でございます。

今回、補正計上させていただきましたのは、支援の必要な児童の受け入れに係る補助金であります。

これは19年度までは補助基本額が68万7,000円で、補助率が3分の2でございました。

先般、大阪府の方から通知が来まして、補助基本額が142万1,000円とするということでございます。

補助率は変わらず、3分の2ということでございますので、その差額分の48万9,000円の増額を見込んで計上させていただいております。

谷下(芳)住民部住民生活課長 先ほど、求められた資料につきまして、配布させていただきますので、よろしくをお願いします。

辻下議会事務局長 すいません、基金の全体の部分、今後の取り扱い。

谷下(芳)住民部住民生活課長 先ほど申し上げましたリスク負担ということで、一応町と指定管理者との間で負担割合という負担者の取り決めをしております。

そのうち、町が負担しなければならない共通項としましては、事業の停止や延長。

また、これに伴い法令の改正等での問題。

それと維持修繕ということで、これにつきましても法令改正に伴いまして施設の附帯の維持修繕が必要になった場合には町が負担するというような取り決めがございますので、それに基づいて基金として積み立てるものでございます。

以上でございます。

白井住民部長 基金の問題につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

公共施設整備基金につきましては、岬町が所有します公共施設の整備、すなわちそれと維持補修にかかる今後の経費を基金として積み立てるものでありまして、本来からいいますと、火葬場もその一部なんですけども、今後そうしたら66万8,000円を基金に積み立てしたら、どういう形で今後運用していくのかというのなんですけども、使い方につきましては、今課長が説明させてもらったとおりなんですけども、一度基金の中に入ってしまうと、なかなかその部分の色分けが難しいんじゃないかという考え方がございます。

それにつきましては、今後、火葬場の維持補修とか、大規模改修が必要となった場合に つきましては基金を取り崩すわけなんですけども、その時に財政担当課とこういう形で、平成20年度に積み立てさせていただきましたということをごきちっとルール化というんですか、そういう形を財政担当と調整させていただきまして、それらを今後必要なときに公共施設整備基金を取り崩させていただきたいと、そういう形で財政担当と協議させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

芦田福祉部長 中原議員の母子医療センターの件につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、今回の補正予算の金額をあげた根拠でありますけども、先ほど言われました泉佐野市の資料による1.86%という算定根拠もあるよということですけども、実際は2種類ございます。

先ほど言われましたように5市3町で案分をした金額、今回計上した金額であります。

それとは別に今回参画しない岸和田市と阪南市の出産実績に分娩料のかさ上げ分、13万円現行よりかさ上げするということですけども、そのかさ上げによって得た収益を差し引いた残りで案分する方法で、これで計算をしますと、岬町の負担率が1.86%になりますということで求めた金額が、先ほど中原議員が言われた1425という数字であります。

どちらの数字をあげるかということですけども、岬町としては最終的にはそういう方式で清算されるかもしれないけども、金額として、この1428と1425のどちらかということになりますと、一応高い方の金額であげておいた方が安全だろうということで計上いたしております。

それとの関連で予算のあげ方の質問がございました。最後の質問でございましたけれども、概算払いで9月までに1回支払って、3月までには最終残りを払うということですけども、予算をあげる場合は合計金額を一括して計上するという方式をとっております。

ですから、これが全額、年間の負担金額という形で今回あげさせていただいております。

それから、分娩件数の実績であります。これは全体を言われているのかどうか分かりませんが、岬町の場合は平成17年1月から12月の1年間で8件。それから18年1月から12月で13件という実績になっております。これは貝塚・泉佐野の合計であります。

それから、今回の協定に基づく負担金の金額は今後どうなっていくかの見通しですけども、見通しと言われても今のところ何とも言えないということで。この金額自身も平成17年と18年の分娩実績をもとにして算定した金額でありまして、一応1,200件の

分娩予定という形で見込みを立てております。1,200件を超えたら、超える実績があれば、それだけ収入が多く入りますので、赤字分が減るということで負担金が減っていくだろうと。1,200件に達しなかったら、それだけ赤字がふえるということで、負担金を翌年度精算という方式をとっておりますけれども、そういう形で負担金がふえていくという形になります。

それから、大阪府の補助金の内容ですけれども、この広域の母子医療センターにつきましては大阪府の方で周産期母子医療センターの促進補助という形で予算が組まれております。資料はちょっとなかなかありませんけれども、泉佐野市に確認をしたところ、今年度のこの周産期母子医療センターの補助については、制度を再構築するという形になっているけれども、金額的には100%ついているということを聞いております。

以上です。あと、参画する方針の理由については町長の方に質問ですね。

石田町長 参画理由の一つは前回もご説明したように、まず4月から我々が参画するまでの間の不均衡がないように。これがまず一つの大きな理由でございましたけれども、それ以前にも大阪府が何らかの動きをするかどうかということも大きな要素になっておりました。これにつきましては、医師会、薬剤師会、歯科医師会、それと我々行政、そして消防署等々がすべて参画し、保健所が事務局をする会議、これが持たれました。その中で泉州医療圏域の中でまず北部でも、泉大津の増床を認めるという形の決議がなされたりとかという形で、泉州医療圏域でこれだけのメンバーが集まる会議というのが始まりだしたというところを評価いたしております。

以上でございます。

中原委員 補助の件について、今資料をいただいたところでありますが、再度質問をさせていただきたいと思います。

この契約書につきましては、19年度契約ということになっておりますので、毎年契約を更新したり、何らかの手を加えたり、削除したりという作業を毎年行っていくということであろうかと思っておりますけれども、今後について、今回40%の還元額ということで、還元についてうたわれているところ等について、何か変更や今後の見通しなどありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、もう一つこの件にかかわりまして、白井部長の方からも答弁いただいたところでございますけれども、公共施設整備基金に積み立てるということで、例えば、海釣り公園なんかでいいますと、海釣り公園のための管理基金というのを新たに独立させて設けたりです

とか、多奈川地区の多目的公園についても同じような扱いとなっておりますけども、今回のこの火葬場については特段独立させて、目的財源的には扱っていないように感じています。それで、先ほどご説明いただいた内容からいきますと、この火葬場の収益によって納付されてきた金額については、火葬場のことに主に使っていきたいということであるのかということでしたけれども、必ずしもそうとは言えないわけですね。この公共施設整備基金に入れてしまうということは、必ずしも100%納付されたお金が火葬場のために使われるわけではないと、このような扱いに今回された理由が何かおありでしたら、お示しいただきたいと思います。

泉州母子医療センターについてですが、分娩の実績について、今17、18年度についてはお答えいただきましたが、私がお聞きしたのは、19年度、昨年の実績なんですけれども、実績の数がわかればお示しをいただきたいと思います。

それから、もう一点、岬町の議会に予算が上がってくるという時期についてお答えをいただきましたけれども、これは覚書に定められているような2回に分けて支払ったとしても、岬町としては年間の負担金として予算計上されるということを説明いただいたところであります。この時期について、今回は6月の補正に上がっておりますけれども、来年度からは3月の当初予算で上がってくるというふうに理解しているのかどうか、ご確認を再度しておきたいと思います。

それから、補助金のこと、府からの促進補助というようなものが出ているということはお示しいただきましたけれども、これについては引き続き促進補助金の増額を求めるなど、大阪府としての役割を果たすように求めていくべきではないかと思っておりますけれども、そのあたりについての考え方をお示しいただきたいと思います。

以上です。

白井住民部長 それでは、中原議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目のこの火葬場の管理費用に関する平成19年度の契約書の件なんですけども、これは毎年毎年指定管理期間については3年間予定しております、その3年間、毎年平成20年度につきましても、同じ内容で契約をするようにしておりますけれども、ただ、指定管理料等につきましては、毎年この指定管理料については減額する予定となっておりますので、事業者から出てまいりました事業計画に基づく指定管理料についての数値がございますので、約30万から40万程度減らした額がことしの平成20年度の指定管理料になりますので、この3条につきましてはこの金額は変更になるところでございます。

す。

それから4条にありますこの利益が出た場合の還元額の40%、これにつきましては引き続き40%というか、この率を維持したいと考えてございます。この中身につきましては、待合室の有効利用が図られたことに伴う収入が大きな利益の要因となってございます。これは管理者としての営業努力というのが出ているのかなと考えておりまして、その率については40%、これは平成20年度は40%の率を維持したいと考えておるところでございます。

もう一点基金の問題でございます。先ほど言いましたとおり、公共施設整備基金の中に入れてしまいますと、66万8,000円という額がどうしても小さい数字でございますので、薄くなってしまうのではないかとという形で、なかなかふだん実際にほかの公共施設の整備基金のときに取り崩してなくなってしまうのではないかとという恐れもありますけれども、これにつきましては、先ほど言いましたとおり66万については、公共施設整備基金の中でもこの額については、火葬場のために使うという公共施設整備基金の中における特定の目的に積み立てた基金であるということを財政担当とルール化したいと考えておりまして、火葬場が今後、大規模改修等が必要となりまして、そのときの基金をその特定財源の一部にしたいと、考えておりまして、そういう形で取扱う予定でございます。

ただ、本来からいいますと、この当初、指定管理者制度を導入する場合に余り利益というのは出てこないのではないかと、私らも考えていたわけなんですけれども、指定管理者の努力等によりまして利益が出てまいりまして、本来からいいますと、利益が多大に出る場合でしたら、海釣り公園みたいな形で特定の目的の基金を条例化したいと考えておるところでございます。今後の管理運営の問題についてはもう少し時間をおきまして、様子を見た上で、もしこのこういう利益が出るような傾向が続くようでしたら、またこれらの火葬場のための特定の基金については検討してまいりたいと考えておるところでございます。現在のところ、公共施設整備基金という形で積み立てをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

芦田福祉部長 まず1件目の分娩件数ですけれども、ちょっと泉佐野・貝塚両病院のデータがございません。保健センターの方で把握しております4カ月健診の受診者105人中の人数につきましては、泉佐野病院で受診をしている方が7人。これは平成19年の実績であります。7人ということになります。

それから、予算の計上の時期ですけれども、これは今回イレギュラーでしたけれども、

来年度以降については3月議会における当初予算で計上するということになります。

それから今回の母子医療センターの府の補助ですけれども、府に求めていくべきというご意見ですけれども、町としてもこういう母子医療センターというのはやはり医療崩壊と言われる中で、地域の母子、妊婦さんの安全・安心なお産ということからすれば、非常に重要な施設ですので、大阪府としても整備の支援をする義務といったらあれですけども、そういう任務を持っているのかなというふうに町としても考えているので、大阪府に対して、そういうことも言っていきたいというふうに考えております。

以上です。

中原委員 火葬場の件については、予想していたよりも利益が出たということで、今回こういう取り扱いにしたということを説明いただいたところであります。今後も住民の皆さんにも利益となり、また事業者内でも混乱といいますが、そういったことが起こらないように、運用をしていっていただきたいと思います。

また、母子医療センターにつきましては、先ほど説明がありましたけれども、最後におっしゃられたとおり、府としての支援を町としてもきっちりと厳しく、今後も求めていっていただきたいとご要望を申し上げます。

以上です。

奥野委員 1点だけお聞きしたいと思います。

当初の説明でちょっと聞き漏らしたので、もう一度説明をお願いしたいんですが、2ページの臨時職員賃金221万4,000円、もう一度ちょっと説明お願いいたします。

古谷福祉部子育て支援課長 深日の学童保育室に支援の必要な児童を二人、今年度から受け入れることにしました。それで、今まで指導員二人でやっておったんですけども、どうしても二人では指導が不十分ということで、一人増員するというための臨時職員賃金でございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 続いて賛成討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第46号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

続いて議案第48号、「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件について、ご説明させていただきます。資料は3ページでございます。

本補正予算につきましては、全額特定財源で賄われます国保ヘルスアップの事業の実施に伴う補正予算でございます。歳入・歳出それぞれ173万3,000円を計上いたしております。歳入・歳出を通して、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、国庫支出金のうち財政調整交付金といたしまして、特別調整交付金173万3,000円を計上いたしております。

次に歳出といたしましては、保健事業費のうち、特別対策事業費として、国保ヘルスアップ事業委託料173万3,000円を計上いたしております。国保ヘルスアップ事業につきましては、生活習慣病対策を重点に進めるために、積極的に取り組んでおります。国民健康保険では本年度から特定健診の結果による階層化によりまして、保健指導、特定保健指導対象者を選定し、その方々に保健指導を実施してまいりますけれども、本年度のヘルスアップ事業につきましては、特定健診の結果によって今現在は保健指導の対象にはならないものの、このままいくと近い将来、特定保健指導の対象となる可能性が高いと思われる方に対して、保健指導を行って個々の被保険者の自立的な健康増進、及び疾病予防を推進するために実施するものでございます。

説明は以上でございます。

竹内委員長 本件について質疑・意見は、委員の皆さん、ございませんか。

和田委員 ヘルスアップということについて、ちょっと知らんちゅうたら何ですけど、今言うてる体の周りが何ぼとか、オーバーしたらいうのちょっとは聞いてるんですけど、これ一応百七十何万出てる分は、国から出てるということで、岬町に対して何名分とか、何でお金が

出てるのか、その点ちょっと、説明してもらえますか。

古橋住民部保険年金課長 何名という区切りで出ているものではございませんでして、枠で100%調整されるというものでございます。

当初で、今年度一応予定しておりますのは、保健センターで実施を予定しておりますことから、施設規模を考慮する必要がございます、それから40人程度で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

竹内委員長 ほかに、委員の皆さん、ございませんか。

中原委員 歳入の特別調整交付金について、この交付金の要件等について詳細をお示しいただきたいと思います。

それから、ヘルスアップ事業についてですけれども、このヘルスアップ事業については岬町はほかの市町村に比べて、早い段階で着手して努力されているというふうに私自身は受けとめているところでありますけれども、今の説明で40人程度で実施を予定しているというご答弁でしたけれども、果たしてその人数で必要な人への対応が可能だというふうにお考えかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。この事業については、特定保健指導の対象、今後放置すれば特定保健指導の対象となる可能性の高い人についてピックアップしてというようなことだと思うんですけれども、その人数が40人程度の実施ということでクリアできるのかということについてお聞きしたいと思います。

それから事業内容についても、もう少し具体的にご説明いただけたらと思います。

古橋住民部保険年金課長 まず、特別調整交付金の対象となる事業でございますが、保健事業のうち、この国保のヘルスアップ事業、それともう一つが、今現在もやっておりますけれども、訪問指導事業、この事業が今年度も国の特別調整交付金の該当事業になっております。

それと、40人、今ご指摘のありましたように、このままいくと近い将来保健指導の対象となる方々を40人程度ピックアップして実施をするというものでございます。これですべての方が拾えるかということでございますけれども、なかなかこの部分では40人では実施し切れないという部分は当然でございます。

ただ、こういう形で実施をしていくということが大事でございます、その部分を広めていきたいというふうに考えております。

それと具体的な実施ですけれども、事業の実施の方法、やり方につきましては、保健師でありますとか、ほか管理栄養士などの専門家の助言のもとに、目標とか行動計画を作成していただいて、生活習慣病予防講座でありますとか、栄養教室、運動教室などに参加を

してもらいながら、日常生活において健康づくりに自主的に取り組んでいただくという、いわゆる本人さんの行動変容、いわゆる意識改革を促す事業というところまえ方で実施をしていきたいというふうに考えております。

中原委員 ヘルスアップ事業につきましては、今、最後におっしゃられたとおりに、なかなか習慣を改善するということですので、非常にご本人にとっても困難な部分もあろうかと思えますけれども、一人でも多くの住民の皆さんの健康の増進に役立つように、利用を図っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

この件に少しかかわってお聞きしておきたいことが、国保の皆さんに対してはもう既に届いていますけれども、健診についての通知が国保は早く届けられて、各政管健保等は少しおくれていきますので、今届いているかどうかわからないんですけれども、その点について町内等で質問があるとか、問い合わせがあるとか、そういったことはありますでしょうか。

古橋住民部保険年金課長 特定健診につきましては、先ほどご指摘のように、国民健康保険の方では5月の初旬ごろに受診券というものを対象者の方に送付させていただいています。健康保険、政管健保とか、社会保険の方につきましては、確かな情報でいつ送ったかというのは、私どもの方は今現在、つかんでおりませんが、直接、受けれる、受けれないという電話、お問い合わせについては数件いただいております。

先に、5月の末ごろに、集団健診を実施いたしましたけれども、その中でも、お一人かお二人、受けれないという形で、ほかの健診だけを受けて帰られたという方もございました。以上でございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

なければ討論を終わります。

続いて、採決を行います。

「議案第48号 平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致でございます。

よって、議案第48号は、本委員会において可決されました。

それでは、皆さんにお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたします。

次の再開は、11時からお願いいたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時00分 再開)

竹内委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「議案第56号 岬町税条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本議会で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 本件について、質疑、意見は、委員の皆さん、ございませんか。

和田委員 この条例の件で、寄附金のことですけれど、岬町に寄附を行うことによって、その人にとどの程度税金が返してもらえるのか。この件については、川端委員さんも一般質問でしてたと思いますが、もう少し具体的な図を示していただきたい。詳細な意見を聞きたいということが、1点と。

2点目は、岬町が寄附を受けた場合にとって、収入面でどの程度プラスになるのか、あわせて説明してもらいたいと思います。

この2点と、もう3点。公的年金の個人住民税を徴収する制度について、年金から差引かれる個人の住民税は、公的年金に係る税額と、例えばほかに給料、所得があった場合に、年金から合わせて天引きされるのか、この点についても、お聞かせください。これが3点目。

あとは、固定資産税関係の改正ですが、省エネ工事とは、具体的にどのような工事なのか。例えば、ここにも書いていますが、窓の取りかえや、今、人気のある床暖房などが対象になると思いますが、この点について、もう少し詳細に説明を願いたい。

もう一点、新築住宅の固定資産税の軽減を受けている人の件数と軽減税額を教えてください。

その5点についてよろしくをお願いします。

人口住民部副理事兼税務課長 まず、1点目でございますが、一例を挙げさせていただきます。例えば、給与収入が700万円で、夫婦子供2人の方が4万円を岬町に寄附していただいたということで説明させていただきます。

一応、寄附金は4万円となります。適応下限額5,000円がございます。これを差し引きますと、寄附金対象額の3万5,000円となります。次に、寄附金対象額の3万5,000円に、所得税の限界税率10%を掛けますと、所得税の所得控除による税額軽減が3,500円となります。先ほど申し上げました寄附金額対象額の3万5,000円と、今説明しました税額軽減3,500円を差し引きますと、3万1,500円となります。それによって、この方の税額控除が3万1,500円の軽減となります。この3万1,500円の町府民税については、町民税が1万8,900円、府民税が1万2,600円となります。

次に、これによってどの程度、税収がプラスになるかということですが、地方と都市部の税制の格差是正を推進するために考えられた制度でございますが、町外にお住まいの方が寄附をしていただくことによって、最大のメリットがあります。どの程度収入でプラスになるかということですが、現状では、今のところ、見積もりをすることが困難であります。今のところは、ちょっと、その数値は出ていませんので、早急に算出していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、年金と他の所得等が負担できるかということだと思います。原則としまして、給与所得及び公的年金に係る所得以外のある場合でも、特別徴収の方法によって徴収することができます。ですから、公的年金以外でも特別徴収で徴収することができます。

次に、4点目でございますが、省エネ工事に伴う固定資産の軽減ということだと思います。省エネ工事とは地球温暖化に向けて、家庭部分のCO₂排出量の削減を図るため、既存住宅において行う熱損失防止工事のことです。例えば、窓の二重サッシ化や、天井、壁、床に適切な量の断熱材を入れる工事など、熱の損失の防止を図ることにより、住宅におけるエネルギーの使用の合理化に役立つ工事を対象としております。よって、窓の断熱材を高める改修工事を必須といたしまして、それとあわせて行われる床、天井、壁、断熱改修工事のみが対象となっております。床暖房の設置工事等については、該当しない

と考えられます。

次に、5番目でございます。新築住宅の固定資産税の軽減を受けた住宅の件数ということでございますが、平成20年度に新築軽減を受けている合計件数は、342件でございます。金額といたしましては、2,194万3,000円となっております。

以上でございます。

和田委員 数値がわかり次第教えて下さい。それと、今新築軽減の合計金額聞き逃したので、もう一度お願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 金額としましては、2,194万3,000円でございます。

中原委員 委員会資料の概要にもとづいて、お聞きしたいと思います。今回、内容が多岐に渡るとい点もありますし、非常に複雑だということで、こういった概要を提出していただくのは、なかなか親切な手当てであったと感じております。この件に関しては、地方税法の改正に伴うもので、町独自の努力という点では限界があるということは感じておるところではありますけども、そのうえで特に、住民生活に関わる部分について質問させていただきたいと思います。資料の121ページ(6)のところに、徴収の方法について、書かれているところがございます。これにつきましては、公的年金から個人住民税を特別徴収、いわゆる天引きという制度を導入するということについて書かれているところでありまして、この(6)のところ、読ませていただきますと、天引きについては、実際に始まるのは、来年の10月からになるのかなというふうに思っているんですけども、これについての周知が必要だと思いますが、どのような形で周知をされるのか、計画をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、これ、天引きについては、このシステムの整備が新たに必要になってくる部分が発生するのではないかと思いますけども、そのあたりの手立てについても、お聞かせいただきたいと思っております。以上2点です。

入口住民部副理事兼税務課長 どういうふうにするかっていうところですが、行き届くまでの手だてっていうところで、ホームページと岬だよりとか、その2点を考えております。回覧も含めまして考えたいと思っております。

このシステム導入については、今現在は検討しているところでありまして、今後、どうしていくか、システム改修が必要であるということも理解しておりますので、今後の課題だと考えております。

以上です。

白井住民部長 今回の内容につきまして、簡単に説明させていただきたいと思います。

1点目の周知の問題ですけれども、一般的な周知については、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、平成21年度の住民税から引くようになります。その前に所得税の確定申告がございますので、その申告のときに、あわせて今回の住民税の分につきまして、公的年金から住民税が特別徴収されますという内容のパンフレットなどを渡すことにしております。特に、今、和田委員から御質問ありましたとおり、年金以外の所得からの発生する住民税について、年金から特別徴収するのか、しないのか、そういったところの選択をしていただくこともありますので、住民税の申告に当たりましては、その内容を詳しく説明した資料などを申告書に入れる予定で出しております。

それと、システムの経費なんですけど、今回の寄附金制度とあわせて、システムの改良が必要でございます。これに係る経費につきましては、今のところ、まだどういう形で財源補てんされるのかということなんですけども、最終的には、まだ決定されておられませんけども、通常の税制改正に伴うシステム改修につきましては、地方交付税におきまして財源補てんがされると説明を受けておりますので、来年度の地方交付税の制度を待ちたいと思うんですけれども、その中に補てんされるのではないかと予想しているところでございます。

以上でございます。

中原委員 周知についても、詳しく説明がされたところであります。天引きにつきましては、以前から申し上げておりますけれども、本人の意向は全く踏まえず、有無を言わず、強制的に天引きがどんどん進んでいくということで、これについては、住民の皆さんからも私のところへも批判が寄せられていることでもありますので、周知徹底についてはより慎重に配慮していただきたいと申し上げておきたいと思います。以上です。

出口委員 122ページの7番の(1)の特別土地保有税、独立行政法人緑資源機構等の見直しと、2番目の本条例の附則の全面見直しと、この部分ですね、ちょっと、私、理解しにくいもので、この詳細を説明願いたいと思います。

白井住民部長 資料122ページのその他の改正といたしまして、特別土地保有税、独立行政法人緑資源機構等の見直しでございます。これは、国の行政改革の一環といたしまして、緑資源機構につきましての組織が抜本的に見直されております。その緑資源機構が持つ土地についての、特別土地保有税の課税についての規定の見直しなんですけども、改正の趣旨といたしましては、土地所有者の緑資源機構が旧の組織から新たな独立行政法人緑資源開発

機構の名称による法人として名称の変更だけでございます。

(2)といたしまして、附則の全面的な見直しになるんですけど、今回までは、条例の附則につきましては、国の準則といわれる標準的な条例集から抜粋して、必要な分について毎年改定しておりましたけれども、毎年毎年改定を行うことにより、条文が交錯するようになりまして、新たな条文を追加する場合について、なかなか条例改定の仕方が難しい状態になっておりまして、一度、岬町の条例の附則を抜本的に見直しまして、すべて準則どおりの条項、すなわち岬町の第3条は準則の3条とするという形で、中身については変えておりませんが、条項だけを同じ数字にさせていただいてございまして。なぜなら、岬町の今まで第3条で規定してありました内容については、準則は第5条でありましたので、今回の改定は第5条で第3条の内容を規定すると、そのような内容の改定でございまして、前の説明にもありましたとおり、今回、条項の改定だけでございますので、中身については変えておりませんので、住民の皆さん方にとって、また新たな負担等をしていただくということはない内容でございます。これについては、平成20年度の改定部分には若干ございましたので、除きますけども、今回の改定に伴う住民負担はないということでご理解願いたいと思っております。

出口委員 なかなか難しいね。特に岬町は山林が80%という中で、質問の内容がちょっと私も理解しにくいのですが、そういうふうな中で岬町内で対象となる物件があるのですか。

白井住民部長 岬町に山林たくさんございますけども、今回改定となっておりますこの独立行政法人が所有する山林についてはございません。

竹内委員長 ほかにございませんか。

中原委員 住民税の特別徴収についてですけども、120ページからはじまるところですが、これは対象となる方とされない方があるわけですけども、年金受給者全体は何人で、そのうちの何人が対象になるのか、割合についてお示しいただきたいと思います。

入口住民部副理事兼税務課長 今のところはちょっとわかりませんので、早急に対応したいと思しますので、よろしく願いたします。

白井住民部長 委員におっしゃるように、具体的な対象人数とか、現在、把握いたしておりませんが、対象者はあくまでも65歳以上の方で、年金を受けられてる方、そして今、年金の額が18万以上の方でございまして、国全体で申し上げますと、約1割から2割の方が今回の特別徴収の対象になるんじゃないかという形の説明を受けているところでございます。

中原委員 先ほどお聞きした具体的な数値につきましては、また資料等で後日お知らせいただきたいと思います。

竹内委員長 ほかにございませんか。

川端副委員長 関連してなんですが、今、中原委員は、この対象者が何人かということをお聞きされたかと思うのですが、今まででも、今回対象になる方で、未納者の方がいますね。そういう方も教えていただきたいと思います。またそういう方に対して、どういうふうに対処していただけるのかをお願いします。

人口住民部副理事兼税務課長 未納者、滞納者ということですね。年金の滞納者ということですか。

川端副委員長 住民税の滞納やけども、特別徴収でね。年金から引かれていくんでね。現実というたら、今の時点でも、この対象になる方で支払えてない方を、年金から引けないと思うんです。

人口住民部副理事兼税務課長 特別徴収扱いにすれば、特別徴収義務者が社会保険庁か共済組合等になりますんで、多分、恐らく、滞納がなくなると思います。

白井住民部長 年金所得者の中で、住民税を課税されており、住民税をお支払いになってる方がいっぱいいます。現在、普通徴収ですけども、年4回に分けて支払っていただきまして、払っていないと当然、滞納処分になりますので、この件は来年の10月までの措置であり、21年度につきましても、9月までは普通徴収ですので、後で払わなければ、これまでの滞納分については、滞納者として滞納処分の対象となり、未納分については徴収いたしますけども、10月以降については年金から引くことができますので、これは年金から、支払う年金から住民税を差し引きますので、今後、これ以降については滞納が発生することはありません。あくまでも、今までの支払ってもらってない分については、あくまで滞納でございますので、滞納処分の対象で、引き続きお支払い願うわけなんですけども、今後の、10月以降については、滞納が発生することはないので、年金の方から差し引かれますので、そういうシステムになる予定です。

年金を担保としている方もおられると思うんですけど、これはあくまでも特別徴収義務者が社会保険庁とか共済組合ですと、その支払者が払うときに、もう住民税を天引きしますので、町からの住民税というのは、その段階でもう確保できる形になりますので、町が優先的に差し引きする、国保とか介護保険とか、それと同じ状況でございますので、社会保険庁から支払う段階で、もう差し引きます。あと、年金の担保とか、そういう方については、それが支払われた、差し引きされた額についてまたいろいろ、そういう業者間の間

で担保の話になるのかなと考えておまして、町からの徴収する税額については、100%確保できる。そういうシステムになるということでございます。

出口委員 今のその年金担保からちょっと横へそれますねんけども、その前によく年金が仮に10万としますと10万に対して、年金額の12%か、それは満額借りるという形になっていますね。そんなんやったら、120万借れるわけですね、その前にそれを全部担保でかっ
てしまわないと、税金の徴収はできないのではないかと、川端委員が言うてるのではないかなと思うんですが、そういうときにはどういうふうな税金の回収をするのか聞かれてるのではないかな。

川端委員 年金担保で借りれる金額も限度額があるから、まるまるあれやけども、現実には、例えば、介護保険を特別徴収じゃなくって、普通徴収にされてるという方がいらっしゃると思うんですね。で、その住民税も同じようになってくるのところがうかなと思って、お尋ねしたんです。

岸本福祉部高齢福祉課長 今、介護保険の話が出ましたんで。

原則、特別徴収と普通徴収という2本立てがございます。特別徴収は、年間18万以上の年金収入があれば天引きします。後期高齢が介護を引いた残りのお金の2分の1の数字額があれば、天引きできます。もしなかったら普通徴収。で、第1位が介護で、次が後期高齢で、3番目が今回の税、住民税のところと思います。住民税も最終的には、年金が順番に引かれて、収入がなかったら引けないから、今、天引きと言ってますけども、年金収入がなければ普通徴収で引くという形でございます。介護の方で、特別徴収してて、途中で普通徴収に変更になることもございます。それは引ける金額がなくなったら、普通徴収に変更になり、ずっとそのまま年金があれば、ずっと引けますけども、引くお金がなくなったら、普通徴収に変更という意味です。

竹内委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 この税条例の一部を改正する条例につきましては、先ほども申しましたが、上位法の改正に伴うものということで、町独自の努力等は困難であるということは承知した上でありますけれども、今回の中身につきましては、先ほどから議論されております特別徴収の拡

大等含まれておりますので、賛成しかねるという立場であります。

また、この中身につきましては、多岐にわたっておりますが、以前からの税金にかかわる問題で、当時はお金持ちに対して優遇だというふうなことで批判をされていた課税の税率についても見直し等も含まれておりまして、評価できる点も含まれているというふうに感じておりますけれども、依然として損益通算の部分につきましては、上限が設けられていない等、金融資産を持つ富裕層への優遇を広げることにもなる中身についても含まれておりますので、その点も併せて指摘して、反対といたします。

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号、「岬町税条例の一部を改正する件について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第57号、「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、本件について質疑、意見ございませんか。

和田委員 この条例で、新旧をちょっと見たんですけども、ちょっとわかりにくいですけど、金額も同じような金額でてるんで、どこ変わったのかなと思うんです。この件について、今回の改正で住民にとって何か影響はあるのかないのか。私が見たところ影響はないんじゃないかなとは思いますが。その点、説明をお願いします。

谷下(芳)住民部住民生活課長 手数料の料金につきましては、改正はございませんけども、今回の改正につきましてご報告申し上げますと、最近、自分の情報を他人に知られたくないという意識が高まり、個人情報に関する法律が整備される中で、他人の戸籍謄本を不正に取得する事件が発生しております。また消費者金融から借入れを行う等の目的で、第三者に売って虚偽の婚姻届や養子縁組届が出されたり、戸籍に真実でない記載がされるという事件も発生しておることから、先般、だれでも戸籍謄本の交付請求ができる従来の戸籍の

公開原則を改めまして、今回の改正等が行われました。それによりまして手数料条例が変わります。

事前にお配りしております、戸籍法の一部を改正する法律の概要、この中身につきまして、まず3番目の戸籍法の改正概要でございますけれども、10条の第1項。

交付請求、または第三者請求するとか、弁護士等が請求するとかなどが改正されました。

和田委員 金額は変わってないの。

谷下(芳)住民部住民生活課長 金額は変わっておりません。

小川委員 この法律の概要が変わったということは、もう実施してるということですよ、今。それと、ここに戸籍の謄本とか云々書いてますけども、結局、住民課で戸籍法の一部の改正の第10条の2項というのか、この意味はすべて委任状がいるということですね。そう理解してよろしいですか。

谷下(芳)住民部住民生活課長 施行につきましては、戸籍法の改正につきましては、この5月1日から施行されております。

それと、10条の2でございますけれども、この内容につきましては、第三者請求という中身になります。よって、委任状というものではなく第三者請求についての内容となっております。

小川委員 ということは、これ第三者請求は、何をもちて請求すれば交付できるということですか。

5月1日からこの戸籍法というのは改正したことは、私も存じ上げてたんですけども、何をもちて交付することができるんですか。

谷下(芳)住民部住民生活課長 まず、10条の1項で、当然、従来ですと何人でもということになりますけど、10条の1項で、配偶者、直属そういう方が請求できると。で、10条の2項につきましては、それ以外に、交付請求者以外に、自己の権利を行使したり、また戸籍謄本の条項に対して、必要となるものを請求するというような内容になってます。

白井住民部長 ちょっと簡単に説明させていただきます。

今回の戸籍法改正によりまして、例えば、きょうお配りしております資料の一番下を見ていただきますと、10条の2の第3項、第4項、弁護士とかいろんな方々については、受任した業務を遂行するために必要がある場合、交付請求できるようになっておりますので、具体的にそういう方々が岬町の窓口に来られた場合にどのような資料を提出していただくかと申し上げますと、請求者の有する資格について、それから業務の種類とか、事件とか事故などの事務の依頼者の氏名とかの内容について、例えばこの内容の資料を明らかにす

ることによって、戸籍謄本等を交付することができるかとございまして、こういう内容を今回、改正されておりました、例えば、ただ第三者が来た場合については当然委任状が必要でございますので、委任状プラス、今、私が申し上げた内容の分を明らかにしていただきまして、請求されますと、町の方でその中身をチェックいたしまして、問題がなければ必要な戸籍謄本等を交付するという内容の改正でございます。今までは、何人も戸籍の謄本を請求することができまして、また弁護士等につきましては、請求理由を明らかにする必要がない取扱いでございました。しかし、先ほど言いましたように、個人情報保護の問題等ございまして、そういう例外的な取扱いをやめ、弁護士などの請求を厳格化しようとするのが今回の改正の基礎となる戸籍法の改正の概要です。

小川委員 戸籍謄本等ということは、もうすべての戸籍に関する、住民票、戸籍抄本、謄本、すべてですか。

白井住民部長 今回、資料に記載のとおり、戸籍謄本等の等というような表現をしております。これにつきましては、謄本、そして抄本、そしてもう一つが戸籍に記載した事項に関する証明、この3つを合わせまして戸籍謄本等という形の表現にさせていただきます、謄本と抄本と記載事項証明、3つ合わせたものが内容でございます。

竹内委員長 ほかにございせんか。

中原委員 資料の裏の126条のところですけども、町長はというところがありますが、統計の作成または学術研究であって、公益性が高く云々とありますけれども、ここに記載されている学術研究というのは、どういったものを指すのかお示してください。

白井住民部長 具体的に、まだ国の方からも内容について明らかにされてないわけなんですけど、一つの例といたしまして、医学の研究で遺伝に関する調査とかありまして、どうしてもそういう戸籍をたどっていくときがある調査などが該当すると認定され、そういう関係の学術研究とか、統計資料をつくる場合については、戸籍関係の資料が必要になってくるんかなと考えておりました、このような内容で公益性が高いものについては、町長は情報提供はできるという、今回126条が新設されております。そういう中身になるんじゃないかと想定しております。

竹内委員長 ほかにございせんか。

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございせんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号、「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第57号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において、委員長報告を行いますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

(午前 11時46分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年6月10日

岬町議会

委 員 長 竹 内 邦 博